

# 『日本考』の諸問題

福田 益和

## (一)

日本語史の研究において、日本人によつて著された数々の言語資料（いわゆる、国内資料）が多くの情報を提供してくれることは当然のことであるが、一方、外国人によつて著された、日本研究、中でも日本語に関する観察・研究資料（いわゆる、外国資料）が有力な研究の手がかりとなることも周知の通りである。国内資料は、漢字・仮名という表語（表意）単位の文字・音節単位の文字等で記されているのが大半であるから日本語の音声・音韻研究等においては今一つ分析の過程で壁を感じることもあるようである。

一方、外国資料、中でもキリシタン資料はローマ字表記の言語資料であるから、その音素文字という、より分析的な性格を有する点において国内資料の壁をのりこえることが可能である。それは過去の研究史をひもとけばキリシタン資料の研究から数多くの知見が得られていることで明ら

かである。次に、同じ外国資料の中でも日本国に地理的にも歴史的にも一番近く密な朝鮮の人々によつて記録された言語（日本語）資料、いわゆる朝鮮資料と呼ばれているものがある。朝鮮資料は、古くは朝鮮漢字音による対訳法によつて日本語を表記したものがあるが、一五世紀中葉以後ハングル文字によつて表記された言語資料があらわれて、日本語研究の立場から大いに役立つことが期待される。ハングルは音節単位の文字であるが、それ等を構成する要素文字は単音文字である。よつて、ハングルによつて記録された日本語はローマ字表記のキリシタン資料と同じく分析的な性格を有し、日本語研究に有益である。ハングル表記の言語資料は中・近世時代の日本語研究に役立つと考えられる。

ところで、外国資料の中で朝鮮資料とともに忘れてならないのは中国資料である。中国資料はもちろん漢字表記の資料である。漢字は表意・表語文字であるから外国語（音

節・音素單位の文字を有する外国語)を漢字本来の用法(正用)で記すには十全とは言い難い。そこで次善の方策として古來仮借の法(仮用)が採られてきた。例えば、訳經僧等による仏教原典の翻訳(漢訳)において、地名・人名・陀羅尼などの翻訳不能の語を表記するのに用いられた漢字の用法(仮用)である。わが国の、いわゆる「万葉仮名」と称されるものもその系列下にある。

外国資料は右に述べたような表記上の内部事情があるのでそれ等を研究の対象とする時、十分な配慮が必要である。

## (二)

中国資料にみえる日本語記載は、古く『魏志』(三〇)の「東夷伝」の「倭人」の条に散見されること周知の通りであるが、以後『鶴林玉露』(羅大経・一二五二)・『書史会要』(陶宗儀・一三七六)に日本語・いろはが記されている。その後、明時代になると中国周辺に倭寇の跳梁があった。その脅威から防衛的立場を一段とつよめた明王朝は日本研究の必要に迫られ、それが一つの契機となって相ついで日本研究を目的とした著作があらわれた。その中には日本語を記録したものが多く、日本語史研究の上で貴重な資料となり得るものである。例示すれば、

○『日本寄語』。これは『日本考略』(薛俊・一五二三)所

収の「寄語略」のこと。一五部門に類別された語彙項目(二六〇余の日本語を記録)に音訳漢字による日本語が表記されている。

○『日本一鑑』(鄭舜功・一五六五〜六六)。卷五「寄語」

の条に一八部門に類別された語彙項目が記録されている。これ等の著作は本来外敵に対する防衛的立場から作られたもので、外国語(ここでは、日本語)を研究し記録するという語学的立場・態度をもっているとは必ずしも言えない。たとえそのような意識があつたにせよ本文の内部徴証からみて希薄といわざるを得ない。日本語は音訳漢字の手法で記載されているが、それぞれの語彙項目が日本語のどのような語形に比定できるのか、その作業は容易ではない。音訳漢字の方法が確立されているとは言えない。すなわち編者の漢字音訳についての体系性の欠如が認められる。加えて、日中兩國語の言語構造の相違もあって、編者自身の漢字音の内実(時代的・方处的)をどう見るかという問題もあり比定作業を難しいものにしてしている。しかし、近年漢字音研究の成果には大きなものがあるので、それ等の知見を導入し分析して行けば道が開けると思われる。

こうした状況の中で、語学的・教育的立場・目的をもつて著された資料もある。

○『日本館訳語』(編者未詳、一四九二〜一五四九)。

本書は、『朝鮮館訳語』・『琉球館訳語』等とともに、『華夷訳語』の一部（二三訳語あり）をなすもので、明代・中国人のための日本語教科書（通事養成のテキスト？）と考えられる。一八部門、所収語彙項目五六〇余。音訳漢字の方法にも意が注がれている。

倭寇の跳梁の脅威を契機に日本研究の著作がうまれたが、右の『日本館訳語』は明朝自身の内発的・積極的態度をもって中国周辺諸国の事情を知るためにそれぞれの国語を直接に理解しようとして著されたものである。単なる受動的・防衛的立場・態度から著されたものではない。

ともあれ、明代の日本研究はその成果の一つとして日本語研究の資料をも残してくれたわけで貴重な中国資料と言いうことができる。明代の日本研究の著作は、他にも嘉靖年間（一五二二〜六六）に、鄭若曾の『日本図纂』・『籌海図編』、万暦年間（一五七三〜一六一九）に、侯継高の『日本風土記』、李言恭・郝杰の『日本考』、宋応昌の『経略復国要編』、天啓年間（一六二二〜二八）に、茅元儀の『武備志』等みるべきものが多い。本稿はその一つ『日本考』について考察を試みたものである。

### (三)

『日本考』（五卷、李言恭・郝杰共撰）。明代万暦二〇年

（一五九二、日本文禄元年）、『全浙兵制考』（三卷、侯継高撰）の附録として刊行された『日本風土記』（五卷）にいくつかの改訂を施して出された。その本文の体裁や語彙の性格等については既にいくつかの考察を試みて来た。<sup>（注）</sup>本稿はそれ等をふまえて問題とすべき事項を抽出し、いくつかの知見を加えて論じたいと思う。

『日本風土記』と『日本考』との関係について。中国の汪向榮氏が、

「據我所見到的和日本渡邊三男見到的、都認為《日本考》和《日本風土記》是同一本書、也即一書二刻、内容、版本完全相同、而書名、作者却完全相異、兩書都是萬曆年間上梓、出版的<sup>（注）</sup>研究日本的專門著作、現在發現竟是一書二刻」

と言及するように両書は「一書二刻」と言うべきものである。『日本風土記』の原刊本は内閣文庫蔵の一本のみであるが、これと北平図書館本（善本叢書一）の『日本考』（万暦刊本の影印）とを比較すると内容も体裁もほぼ同じと認められる。ただし各巻の冒頭に共撰者（李言恭・郝杰）の名を並記し、「考梓」の二字を加えている。「一書二刻」とはこのことを踏まえているものと思われる。

『日本考』全五卷、そのうち、卷一・卷二・卷四を中心に考察する。

卷一は、「倭国事略」の標題の下、

「日本、古倭奴国、依山島為城邑、在百濟新羅東南、地  
形類琵琶、東高西下、東西數千里、南北數百里」

と記され、さらに、

「九州居西為首（肥前・肥後・豊前・豊後・筑前・筑後・  
日向・大隅・薩摩）、陸奥居東為尾（至山城旱程七十五日、  
舊云陸奥為頭、薩摩大隅為尾者、非。）」

と述べる。陸奥を頭とする旧来の説を非として九州を首と  
して位置づけているのは興味深い。卷一は既述の『籌海図  
編』（二三卷）の「倭国事略」（第二卷所収）に依拠してい  
ることが指摘されている。本書については「中外本」が『籌  
海図編』是在胡宗憲授命下、由當時在其幕中的鄭若曾利用  
督署中的材料、加以編輯而成、所以在内容上、廣泛而正確、  
可以說是集明代中葉記倭事大成的一部著作（中略）在明代  
言及日本事情著作中、本書是最值得重視的。」と指摘するよ  
うにその評価は高い。胡宗憲監修の下、鄭若曾が中心とな  
り編輯したもの。胡宗憲といえは倭寇の頭目王直（中国人。  
当時、倭寇といつても中国人も多かった。）を平定した人。  
王直は日本の五島を拠点にしていた。現在、福江島の福江  
市（唐人町八四四）にある「六角井」は王直等の飲料水に  
用いられたとされている。五島家一七代藩主宇久盛定は王  
直と通商の密約を結び城下に居住することを許可していた。

五島―王直、そして王直を懐柔し麾下においた胡宗憲、そ  
の結びつきを考える時、彼（胡宗憲）のまなざしは日本の  
九州、それも五島におかれたと思われ、防備上の情報源に  
も王直他の倭寇を通じてもたらされたものも多いと推測さ  
れる。先の「倭国事略」の中で、「舊云陸奥為頭、薩摩大隅  
為尾者、非」と言及したのは右のような背景を念頭におく  
と首肯することができる。

卷一の本文の中で五島については音訳漢字表記による地  
名が列挙されているが、次の通り。

乃路||奈留（ナル） 倭齊家||小值賀（オヂカ） 衣屋奴  
密||魚の目（イオノメ） 通記||戸岐（トキ） 達奴烏刺||  
田の浦（タノウラ） 鳥苦||宇久（ウク） 話哈達||青方  
（オカタ）

音訳漢字表記による日本語表記で以下まとまってあらわ  
れるのは「寄語島名」で、

山城―羊馬失羅（ヤマシロ） 肥後―非谷（ヒゴ） 伯耆  
―花計（ハウキ） 安藝―阿計（アキ）

のような諸国の名や、

宮島―迷挨什麼（ミヤジマ） 五島―我島（ゴトウ） 竹  
島―他計甚麼（タケシマ） 種島―他尼什麼（タネシマ）  
と島嶼名を列挙している。

卷一所収の日本語語彙項目は二〇〇をこすが、中には、

見出し語（漢字標出）のみをあげて音訳漢字表記の日本語を欠くもの、例えば、

志摩 駿河 相摩（模） 常陸 石見 女島 多藝 平戸  
佐加関

等があつて体裁は一律ではなく注意が必要である。

卷二は、沿革・疆域・畿州郡島・国王建都・属国・山川・土産・国世伝・所属戸口・朝貢・貢物・貢船開泊・君臣禮節・設官分職とつづき、日本の地理的・歴史的・政治的分野に言及し、さらに、染牙・内俗・徴糧・法度（中略）公文・三教・九流・百工器械・娼優隸卒とつづいて卷二を終わっている。卷一の総括的記述に対して卷二は各分野毎に、より詳細に記述されている。

卷初の沿革・疆域・畿州郡島：君臣禮節の各条は一部（国王建都・所属戸口・貢船開泊・設官分職）を除いて、薛俊の『日本考略』の沿革略・疆略・州郡略・属国略：制度略に典拠を求めることができる。『日本考略』は「中外本」によれば、「薛俊的《日本考略》成書較早、且為以後同類書所引據」と注するように比較的成立も早く（一五三三）、同類の書の依拠本となつた。撰者が卷一に評判の高い『海国編』を、卷二に同類の書の嚆矢とも言うべき『日本考略』を典拠としたのは一つの見識とみてよいと思う。一部には撰者の増補と判断されるところもある。例えば、「国

王世伝」の条、ここは『日本考略』の「世紀略」に位拠しているが、「守平天皇」（円融天皇をさす）のところで、「中外本」が『宋史』及『日本考略』所記止於此」と注するよう以下に本文「當此宋雍熙初年也、至今尚以天皇爲號、遠不記世、邇來天文天皇乃當世也、伝永祿天皇、我國嘉靖庚申、彼國号天正元年」には見えず増補追加の部分と認められる。また、同卷「朝貢」の条で、「十年後來貢」のところまでは「朝貢略」に依拠しているが、以下「十二年西海道遣使長門僧人福師賀舡三號來貢（下略）」は「朝貢略」には見えず増補追加の部分と認められる。

卷二にみえる日本語彙としては、「耶革答」（館、ヤカタ）〔設官分職〕「法吉木那」（履物、ハキモノ）〔風俗男子〕「少完之」（正月、シヨウガツ）〔時令〕「紅面的例」（倒）〔お目出たう、オメデタウ〕〔同上〕「果揺密」（曆、ヨミ）〔九流、等七〇余項目。いずれも音訳漢字を用いての表記法をとっている。それ等に比定し得る日本語を（ ）内に記したが、既述した通り音訳漢字に用いる漢字音の内実と体系性が必ずしも明確とはいえないのでその作業は慎重を要する。

(四)

卷一・卷二の本文は『籌海図編』や『日本考略』に依拠した部分が多いのであるが、撰者の見識によって追加増補した独自本文もないわけではない。しかし、卷三以下を含めて日本国に対する誤認がもとで誤った記事が多い。それを以下類別して例示する。

(a) 脱字や衍字

・「薩摩之北爲肥後（横直皆五百里、其奥爲牙子世六、爲阿麻国撒、爲昏<sub>（昏）</sub>）（一、倭国事略）

傍線部「昏」は文脈よりみて「昏陀」（本渡、ホンド）を指すと思われる。「陀」字の脱と考えられる。「中外本」も「昏、誤、應作昏陀」と注する。「訳注本」によれば、『図書編』に「昏陀」とある由。

・「二十七日 義壽西逆之 にし七日」（四、日數）

見出し語「二十七日」、ひらがな漢字混合表記の「にし七日」よりみて音訳漢字表記の「義壽西逆之」は「しち」の「ち」音に対応する漢字が脱しているものと考えられる。すなわち「義壽西<sub>（西）</sub>之逆之」とあるべきところ。

・「子那阿而多鐵身和白打那密所」（三、蛭蛸避牛）

右は、「つのあるとても身をはたのみそ」に振られた音訳漢字（すなわち、振り漢字）の文字列であるが、傍線部

「鐵」字はその本文「つのあるとても」、また、「誑法」の「子那阿而多鉄木」と対照してみると「鐵木」とあるべきところで「木」字脱と認められる。

・「禿那俄索揺那」（五、山歌・月夜私情）

「釋音」の「禿那俄情人、木蛇回、索揺那助語」の記事よりみて「俄」字の下に「木蛇（モド）」の二字が脱していると認められる。

脱字は漢字だけではなく、かな文字の脱もある。

・「梳匣 麻骨頼白哥 まくら」（四、内器）

ひらがな表記の日本語「まくら」は、上段の音訳漢字の日本語「麻骨頼白哥」の文字列よりみて、「ら」字の下に「はこ」の二字が脱していると認められる。

・「皇宮 世世以殿 しいてん」（四、宮室）

「しいてん」は上段の「世世以殿」の表記よりみて、「ししいてん」の「し」字脱と認められる。

以上は脱字の事例。次に衍字の事例を挙げてみよう。

・「乃革氣揺那多和那捏木里那…」（五、琴法、廻文詞）

有名な廻文「長き夜の十（とお）のねむりの…」の一部であるが、「多多和那」の「多」字は明らかに衍字と認められる。

・「山頂<sub>（陽脉那又 革失頼山）</sub> ？」（四、地里）

「中外本」が注記して「山頂、原註ヤマノカシラ、山頭、

下排之又和山係衍文」と言及するように「又・山」字は衍字と認められる。この二字は下段の仮名表記（漢字表記を交えることもある）の部分に属すべきもので「又山のく」とあったものかもしれない。原文の当該部分は読みが不可能で、？印で示した。

(b) 文字列の転倒

・「又畿中有日春大寺」（二、国王建都）

「訳注本」も指摘するように、春日神社と東大寺とを混同して「春日大寺」とし、その文字列を転倒して「日春大寺」としたものである。

・「十日 壽一之逆之 しう一日」（四、日數）

上段の見出し語「十日」は、中・下段の日本語（音訳漢字・かな漢字併用）と対照して、「十一日」の転倒事例と認められる。

・「日出 虚路一字那 ひいつる」（四、天文）

「虚路一字那」は、上段の見出し語「日出」や下段の「ひ（の字脱）いつる」と対照して「虚那一字路」と文字列の転倒とみることで解決される。

・「国王良懷、遣使祖朝貢」（二、朝貢）

「中外本」が、「良懷《明史》亦作良懷、當時似均作良懷、誤、應作懷良、即當時征西將軍懷良親王。」と注するように、「良懷」は、「懷良」の文字列転倒とみることができる。

(c) 字形類似

字形類似による誤りは多数みられるが、その一部を注記なしで挙げておきたい。

・揺四而世↓揺四而也（ヨスルナリ）（三、歌謡、新歲舉

筆）・木革失音故↓木革失昔故（ムカシ）（三、歌謡、

難中春怨）・我夜鐵尼↓我衣鐵尼（ワガコロモデニ）（三、

歌謡、秋田曉露）紅面的例↓紅面的倒（オメデタウ）（二、

時令）

右いずれも↓印の下の本文が正しいものと判断される。

(d) 本文の近くの部位の文字列に目移りしてそれを誤記し、

見出し語との整合性を欠くもの。

・「前 埋葉 みき」（四、方向）

上段見出し語、中段音訳漢字の日本語よりして、「まへ（え）」が期待されるが、「みき」とあるは不審。これは本文前行の「右 明奇 みき」の「みき」に目移りして「みき」と書き誤ったもの。

・「陽溝 那氣那密所 のきの水」（四、宮室）

「那氣那密所」は「ノキノミヅ」で下段の「のきの水」は正しくない。「中外本」が「原註作ノキノ水、誤、當爲ノキノミツ、軒の溝、簷溝」と指摘する通り。これは本文前項の「簷水 那氣那他賣密辞」の文字列にひかれて「のきの水」と誤記したものである。「簷水」に照応する仮名表記の日本

語は欠落している。

なお、巻一の「寄語島名」の中には、見出し語と音訳漢字表記の日本語（地名・国名）とが一致しないものがある。

・炎（淡）路 山奴計 ・阿波 挨懷齊

・近江 多島米 ・飛彈（驪） 非大智

「炎（淡）路」は、正しくは「挨懷齊」（アハチ）と注すべきところであるが、これは別項の「阿波」に注されている。「阿波」には「齊」字を除いた「挨懷」（アハ）と注すべきである。なお、「炎路」に注されている「山奴計」（サヌキ）は別項の「讚耆（岐）」に注すべきもの。「讚耆」には音訳漢字表記の日本語は欠けている。「多島米」（タウトミ）は「近江」ではなく「遠江」に注すべきもの。「遠江」の項には音訳漢字の日本語注記は欠けている。同様に、「飛彈（驪）」に注された「非大智」は、音訳漢字の日本語が欠けた「常陸」に注すべきこと明らかである。

(五)

次に、日本語語彙集ともいうべき巻四について問題点を摘出し考察したい。

冒頭に「語音 切音正舌歌」として七言二十四句の韻文仕立のものが配され、本文の発音上の注意として参考になる。そして以下、天文・時令・寒温……と部門別に配して

日本語語彙を収録している。注目すべきは、その部門の設定法と各部門内の語彙項目の体裁である。

巻四は五六部門、収録語彙項目一四六項<sup>（前掲）</sup>各部門には意義分類の標目が立てられているが、他の同類の書と比較して各標目は細分化され、小標目主義の分類がなされている。その標目と所収語彙項目数をあげると次のようになる。

天文40・時令18・寒温6・晝夜12・月分13・日数30・今明11・五行5・十干10・十二支12・六十甲子12・地里32・火炭16・宮室40・城市14・国郡8・方向9・人物30・君臣25・吏従6・軍民8・教流11・工芸20・流賤14・篤廢17・親屬44・称答6・身体66・衣服23・鋪蓋9・段布14・顔色11・五穀14・飲食31・調和12・炊煮12・数目16・算法28・器用41・内器22・匠器6・農具6・船具20・馬具6・文器26・武具28・响器20・香料11・医用6・珍宝35・花木22・菓子22・菜蔬32・野草8・鳥獸類11・人事類119

一方、本書の依拠本ともなったと目される『日本考略』、『籌海図編』はともに一五部門で、その標目を示すと、

天文類・時令類・地理類・方向類・珍寶類・人物類・人事類・身体類・器用類・衣服類・飲食類・花木類・鳥獸類・数目類・通用類

その他、『日本一鑑』一八部門、『武備志』一五部門、『日本館訳語』一八部門、といずれも大同小異でこれ等は総括



的な大標目主義をとっている。これ等を継承した中国清朝時代の日本研究書『吾妻鏡補』(翁広平、一八一五)に収める「海外奇談国語解」では、

天文時令類・地理類・身体類・人物類・禽獸蟲魚類・花木類・食物類・衣服類・房屋類・船中器用類・數目類・人事類・俗語類・通信類(付加—州名島名類・長崎名)

と一六部門(付加の二類を含む)で大標目主義という点では同様である。参考まで右の「天文時令類」を『日本考』(巻四)の意義標目に対照してみると語彙項目の内容からみて、右の一類(天文時令類)が「天文・時令・曉夜・月分・日数・今明・十干・十二支・方向」の九類にわたっていることがわかる。『日本考』の小標目主義がこれで具体的に看取されるのである。

次に、各部門に収められている語彙項目の体裁について考えてみよう。それは次の通りである。

漢字標出の見出し語(第一段)——音訳漢字表記の日本語(第二段)——平仮名(草書体、一部に漢字・平仮名

混合表記もあり)表記の日本語(第三段)。の三段構成。例示すれば、

- ・天陰 枯木路 くもる (天文)
- ・初生児 挨客瓊 あかこ (人物)
- ・鎧 阿白迷 あふみ (馬具)

ただしこれ等は原則的なもので、右の三要素を具備していない語彙項目もある。例示すれば、

- ・西 獨立(十二支)・吹火 非拂古(火炭)
- ・極好人 一盞逆目搔革許多(人物)

右は第三段の、平仮名表記の日本語が欠けている例である。これ等は一部門内での部分的欠落事例であるが、六十甲子・數目・算法の各部門は所収語彙項目すべて平仮名表記の日本語を欠く。また、『竊海図編』の「寄語雜類」に依拠したと目される、鳥獸類・人事類もすべて平仮名表記の日本語が欠落している。

第二段(音訳漢字表記の日本語)・第三段(平仮名表記の日本語)については、その語形の認定が困難なものもあり、各段相互の照応が正しくない事例もあつて慎重を要する。それ等の事例を類別して次に示す。

(a)第二段と第三段の日本語の語形が一致しない事例

- ・月入 紫氣一打 つきいる (天文)
- 第二段の音訳漢字「紫氣一打」は「ツキイツタ」と読むべきものだが、第三段は「つきいる」と基本形で注して居り一致しない。

- ・重陽 哭逆之 せく (時令)
- 第二段「哭逆之」は「クニチ(九日、供日)」と読むべき日本語である。一方、第三段は「せく」と注し、「節句」と

考えられる。語形不一致の事例である。第一段の見出し語「重陽」に対して、「クニチ・セ(ツ)ク」と語形の異なるものを記すのは不審。これは右の日本語が同一人物の同時的採録ではない証左と考えられる。すなわち、日本語語彙採録ルートが単純ではないことを示唆する。

・里 一之里 り (国部)

第二段「一之里」は「イチリ(一里)」、第三段は「り(里)」とあつて一致しない。「中外本」が「原註一之里爲イチリ、一里、誤。応作り」と注するように第三段のひらがな表記「り」を正しいものとすべきであらう。

(b)第二段の音訳漢字が二種(前項又は後項の型)、それ等に照応する第三段の平仮名表記の日本語は一種のもの

・陰陽 化里又挨里由吉 ありゆき (教流)

第二段の前項「化里」は見出し語「陰陽」よりみて「ハ(ウ)リ(祝)<sup>(注10)</sup>」とみるべきものである。後項「挨里由吉」は「アリユキ」、これが第三段の「ありゆき」に一致している。「挨里由吉」は巻二(九流)にも「朝有陰陽生、名曰挨里由吉」とみえるがその意味は未詳である。

・城 失六又召 しゃう (城市)

第二段前項の「失六」は「シロ(城)」、後項の「召」は「ジャウ(城)」。第三段の「しゃう」は後項の「召」に一致して、和語「失六」に照応すべき第三段の日本語「しろ」

は記されていない。

・帽 紫巾又蒲西 ほし (衣服)

第二段前項「紫巾」は「ツキン(頭巾)」、後項「蒲西」は「ボ(ウ)シ(帽子)」。後項の「蒲西」が第三段の「ほし」に一致している。「蒲西」は巻二の「風俗男子」の条にも「名曰蒲西」と見え、いずれも長音を示す音訳漢字の部分が欠落した形になっている。しかし、第三段の「ほし」を考慮に入れると、これは長音短呼の事例とみる方がよいと思われる。短呼事例「ボシ」は、『太平記』(三八・畠山兄弟修禪寺城楯籠事)に「帽子(ボシ)ヲ脱セ袖ヲ引ノケル間」と文献にもみえ、九州の方言等にも残っているからである。

・東廝 麻乃骨又扇召 まなか (宮室)

第二段前項「麻乃骨」は「マナカ(間半・間中)」。『全国方言辞典』(東條操編)によれば、鹿児島・宝島・奄美大島などで、便所、雪隠の意。「中外本」でも、「原註麻乃骨、與鹿児島一带称厕所爲マナカ之音近、扇召、不詳」と注している。後項の「扇召」は「中外本」では「不詳」としているが、「センチ(雪隠)」と読め、「セツチン」の訛語である。「センチ」は『かた言(五)』・『守貞漫稿』等の文献にもあらわれ、『日本方言大辞典』によれば、青森県・秋田県・京都府・兵庫県・広島県・愛媛県・大分県などで広く

用いられている。

・電 一乃子脉又天飛 いなづま (天文)

第二段の前項「一乃子脉」は「イナツマ」、これが第三段の「いなづま」に一致する。「イナツマ」は「中外本」が

「電、一乃子脉、イナツマ、稲妻、意爲閃電」と注し、意は明らかである。第二段の後項「天飛」については第三段の日本語とは一致せず、「中外本」が「天飛、不詳」と注するのはその爲であろう。しかし、「訳注本」が『大辞典』を

引用して「熊本県玉名郡にて天より落ちて来る怪火を天日といふ由」と記しているのは注目される。『日本国語大辞典』の「てんび(天火)」の条に「てんび、とも。てんか

(天火) ①に同じ」とし、Tampi、テンピ(天火)、Tanno ti: Ietagna(天の火、または、天火)に同じ。天の火。『日葡辞書』

とある。「てんか(天火)」は本来「落雷によっておこる火災、雷火、また自然によっておこる原因不明の火災。人火などに対していう」の意で、「イナツマ」とは同義ではないが類義関係にある語と考えられる。

以上五事例のうち先の見出し語「陰陽」・「城」・「帽」の三例は第二段の後項の日本語が第三段の日本語に一致した事例。後の「電」・「東廝」の二例は前項の日本語が第三段の日本語に一致した事例である。

(c)第二段の日本語が「同音」と注され、それに照応すべき第二段の日本語も欠落、または読みとりにくいもの。

第二段の日本語が「同音」と注され、それに照応する第三段の日本語が、

・麵 同音 めん (飲食)

・骨牌 同音 こつはい (文器)

・天平 同音 てんひん (器用)

・籬 同音 ろ (器用)

のように、「めん」・「こつはい」・「てんひん」・「ろ」等と平仮名表記の日本語で記されているのが本来の形式と認められる。しかし、

・観 同音 観 (宮室)

・斗 同音 斗 (器用)

のように、第一段・第三段が同一の漢字表記の事例があり、また、

・道 同音 府県無 (国部)

のように、第一段の「道」に照応する第三段の日本語が欠落し、その位置に別の情報を誤入したりする事例もある。

さらに、

・劔 同音 ? (武具)

・榛子 同音 ? (菓子)

のように、第三段のひらがな表記(異体字)の日本語が読

みとりにくいものがある。「中外本」が「劔」の項で「原注假名誤、応爲ケン」と注し、「榛子」の項で「原註音誤、假名不清」と注しているのはそのためである。

以上、各語彙項目の内部徴証よりして巻四所収の日本語語彙の性格は單純均一とは言えないと考えられる。その点についてさらに言及したい。

(六)

巻四の本文の体裁からみて第二段・第三段の日本語語彙の性格は均一的とは言えない。すでにみたように中央語系のももあるし地域語(方言)も混在している。その一斑が(五)で述べた、(a)第二段・第三段の日本語の語形不一致、(b)第二段の日本語二種に照応する第三段の日本語は一種のみ、にあらわれている。

また、次の事例

・附馬 木哥 む子 (君臣)  
・女婿 木哥 む子 (親屬)

右傍線部「子」字は、第三段のひらがな表記の日本語「ムコのゴ」に用いられ異例の訓仮名的用字と思われる。

とすればこのような用字の性格からして日本人の介在があつたとみるのは自然である。日本人の介在があつたとみるなら、述べたように、中央語系のもの(書承・口承)に

混じつて方言語彙(まなか、せんち、てんび、など)も記されているのは自然である。日本語語彙蒐集のルートが書承だけではなく、直接日本人インフォーマントによるものも多いことが予想される。そのルートについては既に考察したことがあるが、<sup>(後述)</sup>簡略に記すと、

- (i) 胡宗憲・鄭若曾ルート
- (ii) 許儀後・朱均旺ルート

の二つである(渡辺三男氏の『訳註日本考』の示唆による)。

(i)は、『籌海図編』の撰者(胡宗憲監修、鄭若曾編輯)を紹介するルート。胡宗憲は既述の通り倭寇の首領王直を下した人で、五島を拠点とした王直麾下の日本人(五島出身?)を掌握し彼等をインフォーマントとして日本語(長崎方言など)を蒐集した可能性が大きい。『籌海図編』は本書の依拠本の一つである。(ii)は、『全浙兵制考』第二巻の「近報倭警」中の許儀後の報告をもとにする。薩摩に拉致されていた許儀後(島津義久に医をもって仕えた)が万暦六年(一五七八)五月、福昌寺に参詣した折、同じく拉致されて同寺で写経などをしていた同郷の朱均旺(もと海商)と出会い、後年(万暦一八年、一五九〇)秀吉の入明計画を察知してこれを本国へ知らせたく朱を薩摩から脱出させてこの重大情報を伝えることができた。『全浙兵制考』の付録として出された『日本風土記』・『日本考』の中にこのルートを通し

てもたらされた日本語（薩摩方言など）が記されている可能性がよい。

以上の二つのルート（ルートは他にも存在する可能性がある。）を通してもたらされた日本語には中央語系のものもあるが、地域語（長崎・薩摩等の九州方言）も多く含まれていると思われる。

その例証を文法事項の面からも指摘することができる。

一つは、形容詞語尾の問題である。巻四所収の形容詞語尾は次の四つに分類できる。

- (a)―シ　・痛　一軋失（イタシ）　・薄　温卒水（ウスシ）
- (b)―シシ　・羞　番助山水水（シシ）　・要　坡水水（ホシシ）
- (c)―イ　・温　奴貴　ぬくい　・暖　阿醉　あつい
- (d)―カ　(i)・風好　揺格革熱　よか風  
・湖　伏陀革一潔　ふとかいけ

(ii)・酸　四一革　すいか　・甜　阿密革　あまか  
「人事類」は『籌海図編』の「寄語雑類」所収の「人事類」等から転載したものである。(a)・(b)いずれも第三段の日本語は欠落している。(a)はク活用語尾、(b)はシク活用語尾（シク活用では語幹部にシク・シキ・シケレとシを含むために類推して終止形もシシという語形が生じた。）で、中央語系のものと考えられる。一方、(c)・(d)は口語的・方言

的性格のつよいもので、特に(d)は―カ語尾の例、九州方言的特徴として周知のものである。(d)(i)は連体形の用法、(d)(ii)は終止形の用法。これ等は先述のルートのいずれかを通して集められたのではないだろうか。

もう一つ、ノ助詞の用法。

- (i)・日出　虚路（那）一字那（路）　ひいつる（天文）
- (ii)・日入　非路（那）骨那那（路路）　ひのくるる（天文）
- (iii)・船漏　油那一魯　ゆの入（船具）

(i)(ii)の事例は既述(四)(b)の通り「文字列の転倒」事例で、第二段の音訳漢字に那字・路字の誤記があるが、(一)で記した通り「虚那」二字路・「非那骨路路」と考えられる。(iii)は、「中外本」が「船漏、ユノイル、湯入る、意爲船滲水」と注している。これ等の事例は単文の主語としてのノ助詞の用法とみることができ、主格表示のノ助詞は、もと従属句の主語となることが多く、単文の主語としては詠嘆・疑問等を示す時に限られていた。室町期に抄物やキリシタン資料の中に単文の主語となる事例がみえるが、中央語系ではノ助詞は連体格の用法がよくなり、主格表示のノ助詞は九州方言などに残ることになったのである。『日本考』より一〇〇年余後、長崎出身の唐通事岡嶋冠山撰の『唐話纂要』に

・下雨　アメノフル　・下雪　ユキノフル

・天晩 ヒノクレタ

等の、主格表示ノ助詞の事例がみえるが、これ等は冠山自身のお国ことば(長崎方言)が反映されたものとみられる。

その他、巻四には九州方言語彙として、

・日 和虚 おひ (天文)

・煮不熟 和六尼也打 おろにえた (炊煮)

・凍 空湿吉打 こしけた (寒温)

等多数あり、中央語とともに先のルートを通して蒐集されたものと考えられる。

(七)

本書に採録された日本語は、以上の考察よりみて書承・口承を含めて中央語・地域語いずれも混在しているが、時代的にはいつごろの日本語を反映しているのであろうか。

この点については、「訳注本」や『全浙兵制考、日本風土記』の安田章氏の「（注15）解題」に言及があり、筆者も論じた。（注16）

語彙採録のおよその年時を知る根拠は、本文の内部徴証による。

巻四の「君臣」の部門に、

・文正官 公那葉 このゑ ・文左官 公白姑 かんはく

・文右官 廓三那印 くわ三いん ・武正官 武傑 ふけ

・武左官 伏蹴革外 ほそかわ ・武右官 法答紀 陽脉 はたけ

右の記事は第三段の日本語に官名を記さず当該官に任じ

られた人物の姓氏名を記している(文左官・武正官は例外)。その点では語彙集の名に違背するが、一方、姓氏名を記したことによって時代を推定することができる。詳細は略すが、右について、

文正官||太政大臣||近衛(政家) 文左官||関白(不審、

左大臣か) 文右官||右大臣||花山院(政長) 武正官||

武家(室町時代「武家」は「將軍」をさす) 武左官||管

領||細川(政元) 武右官||管領||畠山(政長)

と比定することができる。一部に問題を残すとはいへ、これをもとに足利幕府の陣容を考慮して比較対照し年時を想定すると、長享元(一四八七)年〜延徳三(一四九一)年の頃となる。これをもとに本書採録年時の上限を一五C末頃と考えてはいかがであろう。中央語系(京都)の語彙を軸として書承による語彙の蒐集、さらに先に述べたルート等を通して口語的・九州方言語彙が採録され、本書成立の一六C末まで約一〇〇年間の幅を考えたいと思う。すなわち、その頃の日本語の性格が反映されていると思われる。

右の想定を示唆するものとして、本書に用いられた音訳漢字表記の日本語の用字の性格がある。

一つは、ハ行子音の音価にかかわる問題。（注17）ハ行音をうつしたと思われる音訳漢字を分類し例示すると、

(a)非母に属するもの

發：鼻(發乃) はな(身体) 法：母(法法) はは(親屬)

非：火(非) ひ(火炭) 付：雪下(攸計付魯) ゆきふる

(天文)

(b)奉母に属するもの

伏：冬(伏由) ふゆ(時令) 星(伏西) ほし(天文)

(c)敷母に属するもの

拂：風起(革熱拂古) かせふく(天文)

(d)曉母に属するもの

許：善人(揺革許多) よか人(人物)

朽：太公(柯翁之) ひおぢ(親屬)

貸：熱(貸眉骨) ほめく(寒温)

血：額(血打衣) ひたい(身體)

膾(血所) へそ(身體)

虚：日(和虚) おひ(天文)

(a)の發・法・非・付はいずれも輕唇音全清の非母に属し、日本語のハ・ヒ・フの各音をあらわすのに用いられている。

(b)の伏は輕唇音全濁の奉母に属し、フ・ホの各音をあらわすのに用いられている。(c)の拂は輕唇音次清の敷母に属し、フの音をあらわすのに用いられている。一方、(d)の許・柯・貸・血・虚は喉音次清の曉母に属し、ヒ・ヘ・ホの各音をあらわすのに用いられている。(a)・(b)・(c)の各々はいずれ

も輕唇音に属し、(d)は喉音に属する文字である。ヒ・ホの

音は輕唇音(f)でも喉音(h)でも用いられている。こ

れは、ハ行子音が輕唇音から喉音へと変化する胎動を示唆

しているものと考えられる。本書とほぼ同年刊(一五九三)

の『天草本伊曾保物語』では、*fodoteie*(程経)、*faraufare*

(腹は腫れ)、*fiobio*(人々)と、すべて輕唇音(f)であ

らわされているが、これは規範的意識のためであり、ポル

トガル語には古くからh音が存在しなかったことも影響し

ている。

もう一つ、入声音の音価にかかわる問題。

本書巻四の「月分」に、

・正月 少完之 しようくわち ・二月 二完之 にくわ

ち(中略) ・十一月 壽一之完之 十一くわち ・十二

月 失外阿四 十二くわち

の記事がある。正月〜十二月まで、第二段は「一完之」(十二月「は例外」、第三段は「一くわち」と統一的に表記されている。「完之」の之字は正齒音全清の照母に属する文字で、これが第三段の「くわち」の「ち」に照応している。すな

わち「月分」の呼び方は開音節化した「ち」で発音されたと考えられる。約五〇年程前の『日本館訳語』では、その「時令門」にみえる、

・正月 燒哇的 ・二月 寧哇的 ・三月 散哇的

の用字「的」は舌頭音全清の端母に属し、開音節化されてはいない。『日本考』の「完之」・「くわち」の用字は入声音の音価に一つの変化がみられることを示している。

以上、ハ行子音・入声音の音価推定からみても、語彙採録年時の一五〇〜一六〇の約一〇〇年間とみてよいのではないだろうか。

(八)

『日本考』の諸問題（依拠本との関係、独自本文の抽出、脱字・衍字等の誤記の問題、巻四の小標目主義の部門構成、語彙の位相、語彙採録年時の推定）について若干考察して来た。他にも、巻三の「歌謡」に用いられた音訳漢字の分析、巻五の「山歌」の研究等多くの問題を内包している。これ等については他日を期すことにしたい。

(注)

- (1) 中国資料『日本考』研究序説（長崎大学教育学部『国語と教育』16、平成3）、『日本考』の研究―語彙の性格―（一）（五）（熊本女子大学学術紀要46―1、熊本県立大学文学部紀要1・2・5・6）
- (2) 中外交通史籍叢刊『日本考』（中華書局、一九八三）所収「關於《日本考》」参照（以下、「中外本」と略称

する）。なお、引用文中の「渡邊三男」とは、『譯註日本考』（以下、「訳注本」と略称する）の著者。

(3) 本文には四字欠。目録の標題による。

(4) 本文は注(2)の「中外本」による。以下同じ。

(5) 注(2)、渡邊三男氏の「訳注本」による。

(6) Ⅱ印の上段が音訳漢字による本文表記、下段の漢

字・カタカナ表記は現地名に比定したもの。なお、以下カタカナ表記の日本語は私意による読みを示す。

(7) 「訳注本」の指摘による。

(8) 傍線は筆者、以下同じ。

(9) 語彙項目の認定には問題があり、その数は必ずしも

一律ではない。「訳注本」は一一八六、『全浙兵制考、

日本風土記』（京都大学文学部国語国文学研究室編）

の「解題」（安田章氏）では、一一五三。

(10) 才段長音の開合については区別ありとみて、「[ɔ:]」と

考えたい。長音を示す音訳漢字は零表記したものか。

あるいは、方言で、「ほい」（鹿児島県）、「ほり」（熊

本県球磨郡）（日本方言大辞典）などの語形から「化

里」は「ホリ」で長音短呼現象を示すとも考えられる。

(11) 『日本国語大辞典』の、「ぼし（帽子）」・「ぼうし（帽

子）」の項参照。



- (12) 注(11)同書の「せんち(雪隠)」の項参照。  
(13) 『甲子夜話』(九)も同じ意味を注す。  
(14) 注(1)同書。  
(15) 注(9)同書。  
(16) 注(1)同書。  
(17) 福島邦道氏「音韻史における中世」(『国語と国文学』  
昭58・12)